# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規 **飛程を次** の ように定め る

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

次 のように改正する 埼玉県病院事業財務規程 (平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号) の \_ 部 を

目次中「第百六十九条」 を「第百六十九条の二」 に改める。

という。 十五号」に改め、 十六号」に改め、 を一号ずつ繰り上げ、 「第十三号」 「第十六号」に改め、第五項中「第十四号」を「第十三号」に、「 第十一条第一項中第四号を削り、 「第十一号」  $\overline{\phantom{a}}$ は同項第八号及び第十一号の帳簿を」 を「第十二号」に、「第十五号」を「第十四号」 第四項中「第九号」を「第八号」に、「第十号」 を「第十号」に改め、 第六項中「第十五号」を「第十六号」に改める 第二項中「、 小児医療センター 第五号を第四号とし、 第三項中「第十二号」 - を削り、 建設課長 (以下「 「第八号」 第六号から第十七号ま に、「第十七号」を を「第十一号及び第 第十七号」を「第 を「第九号」 を「第七号」 建設課長」 に で

第十五条中「、建設課長」を削る。

に改める。 第三十八条第四号中「 東京電力株式会社」 を「 東京電· カパ ワー グリ ッ ド 株式会社

第五十一条第一 項 中 き 損」 を  $\neg$ 毀 損 ĺĆ 除権判 決 を 除権決定」 に 改 め

第八十五条及び第八十六条中「、建設課長」を削る。

第百十三条の二及び第百三十一条中「、 第八十八条、 第八十七条中「物品のうち」の下に「取得価額が十万円以上、 第九十九条、 第九十一条、 第百一条、 第百八条の二、 第九十二条の二、第九十三条、 建設課長」を削る。 第百十条、 第百十一条、 第九十五条、 かつ、 第百十二条 を加える。 第九十七

建設部長」 第百五十条の表支出負担行為の項行為を行う者の欄中「及び病院建設部長 副 課長」 部長」及び「及び建設課長」を削り、 に改め、 という。 に 改 める。 支出命令の項補助する者の欄中「所管の副課長」 )」及び「及び建設課長」を削り、 「所管の副課長」を「 同項補助する者の欄中「及 を「所管の技術 所管の技術幹、 (以下

第百五十三条、 建設課長」 を 削 第百五十四条、 第百五十七条、 第百五十八条及び第百五十九条中

第百六十七条及び第百六十八条中「課長」 を「 副課長」 に 改める。

第百六十九条の次に次の一条を加える。

( 当座借り越しの方法による一時借入れ)

続きをすることができる。 管理者の決裁を経て出納取扱金融機関と当座借り越しの方法による一時借入れの手 ある企業出納員は、 第百六十九条の二 予算内の支出をするため資金が不足すると見込まれるときは、 第百六十七条及び第百六十八条の規定に かかわらず、 副課長で

- 出 2 取扱金融機関 前項の規定による一時借入れは、 の統轄店に送付することにより行うものとする。 副課長である企業出納員が当座借越請求書を
- 行うものとする。 課長である企業出 3 当座借り越し 納員が出納取扱金融機関 の方法による一時借入金の返済は、 の統轄店に支払証を送付することにより 前条の規定に か か わらず、

第百七十七条中「 第百七十六条中「、 課長」 建設課長」 を「副課長」に改める。 を 削る。

不用品売却	- [, -	公課費 	「 を	公課費	7 別表第一中
	- -		_		

を

 $\sqsubseteq$ 

不用品売却原価 貸倒損失 繰入額 貸倒引当金

に改める。

別表第四を次のように改める。

# 別表第四(第百六十条関係)

### 執行伺の決裁及び合議区分

決裁及び合議		決裁▷	☑分		合議区分
区分		Γ	T	T	
行為区分	管理者	局長	課長	病院の 長	課長
					1億円以上 (契約変更額 が当初契約金 額の5%以上
1 建設工事 の起工 (契約変 更を含む。)	5 億円以上	1 億円以 上 5 億円 未満	1 億円 未満	5 億円 未満	となる場合又は契約変更額の累計額が当初契約金額の5%以上となる場合を含む。)
<ul><li>2 建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託</li></ul>	1 億円以 上	1,000万 円以上 1億円未 満	1,000万 円未満	1 億円 未満	1,000万円以 上
3 土地の買入れ	7,000万 円以上	5,000万 円以上 7,000万 円未満	5,000万 円未満	7,000万 円未満	5,000万円以 上

- 4 重要、異例その他特殊な執行に係る伺書(固定資産の買入れにあっては執行 予定額が7,000万円以上の伺書)は、課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁 を受けなければならない。
- 5 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。

# 別表第五(第百四十八条、第百四十九条の三、第百六十一条関係) 支出負担行為の決裁及び合議区分

区分		 決裁[	 x 分		様式の区	合議
		77 2-8 1	_ / /		分	区分
科目等					支出負	
					担行為	
					決議書	
	管理者	局長	課長	病院の	支出伝	課長
				長	票又は	
					振替伝	
					票	
1 現金の						
支出を伴						
うもの						
(1) 給						
与費						
給料、手						
当、報						
酬、賃						
金、退職						
給付費、						
法定福						
利費						
(2) 材						
料費						
薬品費、						
診療材						
料費、給						
食材料						
費等						
医療消						
耗備品					(100万	

費			円未満	
			のもの	
			)	
(3) 経				
費				
厚生福				
利費、賃				
金、報償				
費、旅費				
交通費、				
交際費、				
光熱水				
費、保険				
料、通信				
運搬費、				
諸会費、				
公課費				
職員被				
服費、消			(100万	
耗品費、			円未満	
消耗備			のもの	
品費、燃			)	
料費、食				
糧費、印				
刷製本				
費、修繕				
費、雑費				
			(テレビ	1,00
賃借料	100万円	100万円	受信料、	0万
A H T I	以上	未満	会場使用	円以
			(借上)	上
			料、寝具	

					借上料、	
					自動車使	
					用料、不	
					動産の借	
					入れに係	
					る長期継	
					続契約に	
					よるもの	
					及び100万	
					円未満の	
					もの )	
 委託料						
(施						
設の						1,00
維持		1,000万	1,000万			0万
に係		円以上	円未満			円以
るも						上
<b>の</b> )						
<del>( ट</del>		200万円	200万円			1,00
の他)		以上	未満			0万
						円以
						上
 負担金						
補助及						
び交付						
金						
					(会議用	
					負担金、	
					研修参	
					加者負	
					担金及	
					び建物	
					の共益	
	I				—	

(4) 研					費 ( 100万 円 の )	
謝金、旅費						
(5) 改費 施改事 (等るを) 一種 (	5 億円以上	1億円以 6 満	1 億円 未満	5 億円	(事務経 費で100 万 満 の )	1 億 円以 上
うち委 託に係 るもの	1 億円以上	1,000万 円以上 1億円 未満	1,000万	1 億円		1,00 0万 円以 上
(6) 固 定資産 購入費	7,000万 円以上	5,000万 円以上 7,000万 円未満	5,000万 円未満	7,000 万円未 満	(100万 円未満 のもの )	7,00 0万 円以 上

うちリー	100万円	100万円		1,00
ス資産	以上	未満		0万
				円以
				上
(7) 企				
業債償				
還金、支				
払利息				
及び企				
業債取				
扱諸費				
(8) そ				
の他の				
もの				
2 現金の				
支出を伴				
わないも				
<i>o</i>				

- 備考 1 印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
  - 2 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約(単価契約に該当するものを除く。)によるものについては、支出負担行為決議書を使用するものとする。
  - 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。
  - 4 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出伝票又は振替伝票を使用することができる。
  - 5 この表の定めにかかわらず、支出伝票又は振替伝票を使用する場合は、課長又は病院の長の決裁とする。
  - 6 支出負担行為の変更に係る決裁については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額による。

別記の表中

7

ᆫ

の下に

7

\_

を加える。

様式第四十一号中「(き損)」を「(毀損)」に、 「除権判決」を「除権決定」

に改める

様式第六十六号の次に次の一様式を加える。

# 様式第六十六号の二

年 月 日 返済予定日 年   埼玉県病院局経営管理課企業出納員   拾億 百万 千		
	月 日	
		භ
金額	円	